

議案第二十九号

町當土地改良事業計画について

次のとおり町當土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律  
第一百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安田 真一郎

平成五年三月廿武日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 一事業の名称    | 農用地有効利用モデル集落整備事業（成・吉原地区区画整理） |
| 二 施行場所    | 三朝町大字三徳地内                    |
| 三 工事の概要   | 区画整理 三・四ヘクタール                |
| 四 事業費     | 五〇、〇〇〇、〇〇〇円                  |
| 五 事業の実施方法 | 請負                           |
| 六 工期      | 平成五年度内                       |